

大阪市立矢田西小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「人間尊重の精神を基盤にした人間性豊かな児童を育成する」ために「矢田西小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 人間尊重の精神を基盤に、「人権教育を推進する」を学校経営の重点とし、豊かな心を育む教育の推進に努める。
- ② 生活科や総合的な学習の時間を活用し、「人権デー」の取り組みをはじめ、在日外国人・障がい児・国際理解・反戦平和・生命・同和問題・男女共生等人権に関わる問題について、児童・地域の実態に根ざした学習実践を創造する。
- ③ 矢田人権・同和教育推進協議会（同推協）の一員として矢田7校と連携しながら人権教育の推進に努める。研修会や学習会に積極的に参加し、様々な立場の人たちの思いを共有できるようにする。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 3年生以上の算数の授業では、T.Tや習熟度別少人数授業を実施し、個に応じたきめ細かい指導ができるようにする。
- ② 全員が研究授業を行う。指導案検討会、研究討議会を開き、授業についての意見交換を行い、「わかる授業」づくりをしていく。
- ③ 教員の授業力・指導力の向上を図るために、校内で研修会をひらく。また、長期休業を利用して各種研修会に参加し、授業をはじめとする教育活動全般におけるスキルアップを図る。また、子どものことを家庭環境も考慮したうえで、共通理解できるように研修会をひらく。

- (2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）
- ① たてわり班活動を多く取り入れ、異学年との交流を多く持つ。
 - ② 集団作りについての研修会を開き、各クラスの実態について共通理解を図る。
 - ③ 学校行事や様々な校内の取り組みを通じて、子どもたちの自尊感情を高めていく。
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成
- ① 道徳の年間教育にそって、取り組みをすすめていく。
 - ② 毎年行っている「人権デー」の取り組みで、命の大切さや、互いを思いやることの大切さを実感することができるように、学年の実態に応じた学習を行う。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 看護当番を決め、毎朝校門に立ち、子どもたちの様子を見る。
- ② いじめアンケートの結果をもとに、気になることがあれば担任、養護教諭、管理職で聞き取りを行う。
- ③ 状況により、スクールカウンセラー、区役所子育て支援室、子ども相談センターと連携をとって、問題の解決にあたる。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ問題を発見したときには学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえでいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対して毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であることを指導する。
- ④ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら継続的な指導を行う。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

＜組織名＞ いじめ防止対策委員会

＜構成＞ 管理職・生活指導部長・当該学年・学年主任・養護教諭・同和主担・地域連携担当 ※ 事案に応じて、SC 等を加える。

＜役割＞ ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う

＜その他＞ 学年会・生活指導部会・校内会議・集団育成・生活指導交流会において、問題傾向のある児童や家庭について、現状や指導についての情報交換を行う。

【年間計画】

(1) 委員会の実施時期、回数、アンケートの実施・活用、研修会について

＜いじめ調査等＞

① 児童対象いじめアンケート調査(各学期1回)

② 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査

＜研修会＞

・人権教育実践研修会

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

① ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発活動を行う。

② 学校協議会への提案・協力体制を整える。

7. 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

① 速やかに教育委員会や警察等の関係諸機関へ報告する。

② 学校の対応として隠蔽はせず、誠意ある対応を心がけ、窓口は管理職で一本化する。

③ 学年及び学校の全ての保護者に説明するかどうかの判断をし、必要があれば当事者の同意を得たうえで説明文書の配布や緊急保護者集会を開催する。

※ いじめ発見の際の流れ

